

五 國際協力イ、國際聯合及其の附隨後イ、

問題 備への参加条件

ロ、「ブレトン・ウッズ」ロ、其の他國際經濟協力への参加問題

ハ、其の他の國際機構への参加問題

六 對日監督イ、

問題 聯合諸國は本平和條約の軍事政治經濟文化の諸事項の履行を監督し且日本國政府より監督を審査する為監督委員會を設置す

國際聯合參加の除は我が國の完全なる獨立國たる地位の恢復を謀むべきも先づ出來得る限り速に之が參加を計ること第一義とす
國內經濟體制を速に整備し至急之に參加するの適當なる援助を與ふすの適當なる援助を與ふす
日本國の國內情勢に鑑み、出來得る限り速に之の所を復興し且速に之の益會委員會議の組織を日
本の獨立國たるの地位を回復し之を監督するが如きは
極力之を速に對するは
殊に我國王權に對する
外交權、行政權、立法權

止
リ、海外に於ける日本企業
の制限（金山、利権の獲
得禁止の如し）

ハ、日本國內に於ける外資
企業の競争均等
ハ、労働條件社會保護制度
の國際水準の維持

主張し之が制限撤廢に努
むること
、經濟的に日本人に依る
に非ざれば經營し得ざる
ものあり其の他の企業に
付ても所謂原料の管理に
非ずして世界經濟の平和
的發展に寄與すべきもの
なることを立證して其の
將來の平和なる發展の途
地を確保す
、外國企業の高我儘自身
の産業が破壞せらるること
を避くるの要あり
、我國の經濟的發展段階
東洋諸國との均衡を考慮
するに及上記條件達成
には我方工業の發達を
出の増大を必須條件とす
べく新なる基礎條件に關す
る聯合會の考慮を要求す
ること

七、國際條約イ、各國との相互條約は消イ
減十

ハ、日本國の條項違反に對ハ、
ナ、日本國の條項違反に對ハ、
の要求、自更其の條項違反
者の處罰

に直接指令するが如き條
件ハ之を附せられざる
ニ、上記指令中條約締結後
の日本國の新狀態に應じ
國內干渉となり又は日本
國の獨立國たるを害する
が如き指令は撤廢せらる
るべき指令は撤廢せらる
ハ、所定の現定ありとせば日
本國の自主的措置に依り
行ふ條約交渉は必要あり
法令的措置を講ず
ニ、要之、所る委員會は日
本國の行動を監督し又は
或る程度の助言を爲すに
止めざるべき性質を有せし
めざるべき努力すること
ハ、此の場合至急新なる情
勢に應じ、新條約の締結を
認めらるる條約交渉するこ

ハ、多數國際條約の一部は
九、多數國際條約の一部は
効力を回復す
ハ、多數國際條約の一部は
効力を回復す
ハ、多數國際條約の一部は
効力を回復す

ハ、本條約は英、日、華三
國語を正文とし、疑義ある
ときは英語を以て決定す

ハ、我國善後的一的業務
ハ、我國善後的一的業務
ハ、我國善後的一的業務
ハ、我國善後的一的業務

九 我方要望

- ① 條約前文及條約中に人種平等の原則を挿入すること
- ② 我國の安全に對する聯合各國又は聯合國の保護的保障
- ③ 航海の自由、通商の自由、撤廢
- ④ 我國の人口問題解決の爲なる移住の自由又は適當なる地域への移住の承認
- ⑤ 及移住地に於ける平等待遇の要求

(平和條約の二)

「日本平和條約に於ける政治條項の想定及對處方針(案)」

日本の政體が自由主義に改められたる日本國民の意思に依りて
決せらるべき原則はソブドム宣言受諾の際の在復原を依り確
認せられ居る次第なる應給合調料としては一方に於て日本管
政の實施過程に於て既成事實と化しつつある諸問題中政治界
及政治経済、社会経済組織及教育制度等の改革に關しては其
の基本方針を更めて平和條約に規定しつつ他方に於て之が實施
の障礙を永く排除せしむる爲の障礙排除を爲す爲め其障礙を
られ右保障措置の如何に依りては實際上國民の自由意思の形成
を阻害するの結果を來たすこともなきを保せず
右に對處する爲

政體の自主 (1) 前く述日本の政體の自主的決定原則の確保に努
むること

國民の自由 (2) 日本國民の自由意思が如何なる他の勢力に依り
意思形成の
ても拘束乃至牽制せらるることなく眞の意味に
於て自由に形成せられ得るやう充分戒懼を加ふ
べきの保障を取付くべきこと

「永久平和の動是の確定」

日本の動是は三月五日發表せられたる憲法改正草案要綱及右
に關する勅語に於て明示せられ居る應給合調料中に日本が前
の主權の發動として行ふ戰爭及武力に依る威嚇又は武力の行使
を他國との間の紛争の解決の點とすることを永久に拋棄すべき
旨及戰の交戦態を否認すべき旨を規定せんとし居る對等にも
み及日本平和條約中に更めて彼上の趣旨及日本が永久平和的動是
を確立すべき趣旨に關する規定を置くこと豫想せらるる
右に對處する爲
戰爭拋棄 (1) 日本のみならず少くとも對日本平和條約調印國は

水世中立
化の適用
安全保障
條

朝鮮の安全
保障

人類永遠の平和の爲日本同盟國家の攻撃の手段としての戦争を放棄する旨の規定を國內法中に置くことの望ましきことを強く主張すべきこと
(2)日本の朝鮮領土の水世中立條化を保護すると共に同時に朝鮮を自衛防衛自たる義務に依る防禦的治安保障を世界に於ける何れかの國に依る日本侵略は締約國全に對する侵犯行為として直に共同に日本を防護すべきことを約する規定の如し一の設定期方を計ること
(3)別に朝鮮に對する安全保障に付ての朝鮮的責任を擔することとを要求すること

主權に對する制限の存続

日本の統治權に加へられ居る制限に關しては聯合國國は必ずしも平和條約締結時を以て之を撤去するの態度を執るものと斷ずるを得ず平和條約履行監視の爲猶相當長期に亘り占領軍を駐留せしめ當然として平和條約締結以前と實質上異なる所なき軍管理の續行せらるることも豫想せらる

右に對處する爲

- 統治權制限 (1)統治權に類する制限撤去の最短期間内に於ける明確なる時期を示すべきことを主張すること
- 行政權 (2)行政權に對し一般的に加へ居る諸制限の撤廢及
- 外交權
- 司法權

び對外關係の正常化並に聯合國民の享有し居る治外法權的特權の拋棄を明定することを求むること

國際社會への復帰

日本の国際地位を向上せしめ、その結果として、世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。日本は、この目的を達成するために、国際連盟の加盟を求め、その活動に積極的に参加することを希望する。日本は、国際連盟の加盟を認め、その活動に積極的に参加することによって、世界の平和と繁栄に寄与するに貢献するものと信じている。

日本は、国際連盟の加盟を認め、その活動に積極的に参加することによって、世界の平和と繁栄に寄与するに貢献するものと信じている。日本は、国際連盟の加盟を認め、その活動に積極的に参加することによって、世界の平和と繁栄に寄与するに貢献するものと信じている。日本は、国際連盟の加盟を認め、その活動に積極的に参加することによって、世界の平和と繁栄に寄与するに貢献するものと信じている。

本國民經濟の維持若くは平和的民主的國家として存続する爲の根本條件たることを明かにし、平和條約締結以後に於ては世界各國との通商條約の復活乃至締結方を許し、正常の通商貿易再開の容認方を取付くこととす。

(註) 本項(1)の國際聯合への加入問題に關しては日本は正規のメンバーたらんとする場合に於ても加盟國に課せられたる義務中、國際平和及安全維持の爲の武装兵力の提供等の義務は到底之を履行する能力を有するべきに鑑み日本に對し此の點に關する特例を認めしむる豫定條約の措置を講ずるの要あるべし。

五 國際正義の確立

今次戦争に依り拂はれたる奪き犠牲に鑑み戦争再発の要因を徹底的に除去し人類永遠の平和と國際協調とを確保する爲に勝國たる否とを問はず自利利益中心主義を棄揚すること要請せらるるに拘らず今後の國際社會に於て猶右と逆行するが如き態度を以て弱小國に臨む國なきを保し難く右が對日平和條約締結の際強き影響力を持つことも豫想せられざるに非らず

右に對處する爲

世界聯合政 (1) 世界の列強が國際正義の確立の爲國際聯合より更に一步を進め世界聯合政府樹立を指向すべき旨及右世界聯合政府に依り國際正義が保障せらるべき旨を世界に對ひ聲明すべきことを要請すべきこと

軍縮撤廢、原子力管理

(2) 戰爭放棄の誓約にも關聯し世界的軍備撤廢を提

人種差別撤廢

唱し且つ原子力の世界政府に依る管理の實現方に關し聯合國側の決意を促すこと
内平和條約に人種的差別待遇の完全撤廢を明確に規定し各國別之が具體的實施の措置を講ずべき旨を規定すべきことを求むること

東亞植民地の獨立

對東亞に於て獨立能力を具ふる植民地の諸地域諸民族の獨立を承認すべき旨の原則の明記を求むること

海洋自由、通商上の差別撤廢、開發地開拓

海洋自由の原則及通商差別の撤廢並に開發計畫無き未開發地域に對する人口過剩國よりの開發移民の自由移出を承認するの規定を置くべきことを求むること